

広島市規則第24号

令和8年3月27日

広島市子ども医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市子ども医療費補助条例施行規則の一部を改正する規則

広島市子ども医療費補助条例施行規則（昭和48年広島市規則第103号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第3条第1項」を「第3条」に、「同項に」を「同条に」に改める。

第2条中「第3条第1項第1号及び」を削り、「によつて」を「により」に改める。

第3条第1項中「第3条第1項第1号及び」を削る。

第4条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に、「子ども」を「こども」に、「同条」を「同項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第4条」を「第4条第1項」に、「子ども」を「こども」に改め、同項第2号中「子ども」を「こども」に改め、同条第3項中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

第5条第2項中「第4条」を「第4条第1項」に、「によつて」を「により」に改める。

第6条第1項第2号中「子ども」を「こども」に改め、「第3条第1項

第1号及び」を削り、「条例第3条第2項第1号」を「同条第2項」に改め、同条第2項第2号中「15歳」を「18歳」に、「14歳」を「17歳」に改め、同項第3号中「15歳」を「18歳」に改め、同条第4項中「子ども」を「こども」に、「15歳」を「18歳」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和9年1月1日から施行する。
- 2 広島市こども医療費補助条例の一部を改正する条例（令和8年広島市条例第19号。以下「改正条例」という。）の施行の際現に交付されている広島市こども医療費補助条例施行規則第6条第1項に規定する受給者証（以下「受給者証」という。）（改正前の第6条第2項第3号に掲げる者に係るもの及び改正条例の施行により改正条例による改正前の広島市こども医療費補助条例（昭和48年広島市条例第102号）第5条第1項に規定する一部負担金の額に変更がある者に係るものに限る。）の有効期間の末日は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、令和8年12月31日とする。
- 3 前項の規定による有効期間の末日に引き続く期間に係る改正後の第6条第4項の受給者証の更新を受ける場合の受給者証の有効期間の初日は、同条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日とする。
- 4 前項に規定する受給者証の更新は、改正後の第6条第4項の規定にかかわらず、この規則の施行の日に行うものとする。
- 5 改正条例の施行により新たに改正条例による改正後の広島市こども医療費補助条例第3条に規定する対象者となる者に係る受給者証の有効期間の初日は、改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日とする。